

観光・移住定住促進のための情報発信強化事業委託業務
(平成29年度沖縄離島活性化推進事業)
企画提案仕様書

業務名：観光・移住定住促進のための情報発信強化事業委託業務

1 仕様概要

本仕様書は「観光・移住定住促進のための情報発信強化事業仕様書」の業務範囲及び機能要件等を定めるものであり、受託事業者は本仕様書に従って業務を遂行することとする。

なお、実施する業務の詳細については、受託事業者の提案を基に、双方協議のうえ決定する。

2 導入目的

本村の観光客数は伸び悩んでおり、また平成27年度からの航空機の運休により、減少傾向にある。また、沖縄県内で最も人口減少率が高い自治体となっている。これらの状況を改善するために、早急な対策が求められている。

入域観光客の増加、移住定住の促進を目的に、村内及び村営フェリー内に Wi-Fi スポットを整備し、島の住人だけでなく島を訪れた観光客自身による観光客に向けた SNS 等による観光地の魅力発信ができるようにする他、村内の空き家・雇用等に係る情報収集を行い、観光情報を含む村の魅力や本村で生活するイメージを描ける情報、移動の具体的手段といった本村での暮らしに関する情報を広く発信するための地域ポータルサイトの整備をする。またそれら整備のため、今後の移住定住希望者の世話役として活躍できる人材・今回整備するポータルサイトを利用し今後粟国村の情報発信を行う人材の育成のための協議会運営および運営体制構築を行うものである。

3 事業期間

契約締結日から平成30年3月15日まで

4 業務範囲及び要件

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

| No. | 業務範囲（業務項目） |
|-----|----------------------------|
| 1 | 村内・フェリー内への Wi-Fi サービスの整備業務 |

| | |
|---|-------------------|
| 2 | 地域ポータルサイトの整備業務 |
| 3 | 協議会運営および運営体制の構築業務 |
| 4 | 自由提案業務 |

5 事業実施方針

(1) 村内・フェリー内への Wi-Fi サービスの整備業務

- ① 観光客をターゲットとした Wi-Fi 環境を整備すること。
- ② 観光客等の周遊状況や立ち寄り状況など現状を調査し、最適な AP（アクセスポイント）の設置個所等のエリア設計を行うこと。
- ③ 本事業で整備する Wi-Fi サービスの利用は「無料」とする。
- ④ 安定した通信環境を確保し、利用者が満足する通信速度、接続環境とすること。
- ⑤ 各拠点の Wi-Fi アクセスポイントは IEEE802.11 に準拠し、且つ、日本国内において技術認定適合を受けた装置とすること。
- ⑥ アクセス時は村が指定する、固有の SSID 名でアクセスできること。
- ⑦ システム的なセキュリティ対策（利用者情報の登録、暗号化等）や運用面での対策（フィルタリングや利用時間制限等）を施すこと。また、セキュリティ対策については、認証方式の変更等、柔軟に対応できるシステム であること。
- ⑧ 接続時間内に利用者が同一回線配下の AP 間を移動した場合、再認証を必要としない等の仕組みとすること。
- ⑨ 1 回の接続時間は、本村の任意によりサービス提供時間を変更できること。接続時間経過後は自動的に切断すること。（有する機能を提案書に明記すること）
- ⑩ Web フィルタリング機能を有していること。
- ⑪ 台風などの自然災害に耐えられる（防水性能・風速 7.5 m の耐風性能）機器を選択し、設置すること。
- ⑫ 屋外に設置する AP は塩害等による腐食や設置環境を考慮したものとする。
- ⑬ 国または県等、関係機関の動向に柔軟に対応できるよう設計すること。
- ⑭ Wi-Fi 接続後は村が指定するサイトを表示させることができること。
- ⑮ 流用可能な既存資産については、最大限活用すること。
- ⑯ 設置した AP 等の運用状況を 24 時間 365 日監視する機能を設けること。
- ⑰ 運用状況（アクセス数、利用数等）などを月単位で報告すること。
- ⑱ 観光客を対象とした周知広報を行うこと。
- ⑲ 周知広報に当たっては、ポスター、利用方法記載のチラシを制作し、AP 設置ポイント等

へ配布、掲載すること。

- ⑳ 利用者等の問い合わせ窓口を設置すること。
- ㉑ 災害発生時には、制限を開放するなど、活用できる仕組みを作ること。
- ㉒ 本件業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続きについては、原則として受託事業者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、予算額に含むものとする。

(2) 地域ポータルサイトの整備業務

- ① 現状及び魅力を調査し、観光案内と移住・定住に関する情報を体系立てて配信すること。
- ② 観光客向けの特産品、文化・歴史・自然等の情報発信を行うこと。
- ③ 移住・定住者向けの暮らしに関する情報（求人・住居・移動手段・地域行事・防災・医療・福祉等）・暮らしの魅力の配信を行うこと。
- ④ 視覚的に興味を誘うサイトデザインとすること。
- ⑤ 将来的な収益事業化に向けた計画を立てること
- ⑥ 機能面、安全面で運用担当者の負担を軽減する、サーバシステムを選定すること。
- ⑦ コンテンツの修正、追加等の更新を管理者（村等）が容易にできること。
- ⑧ システム全体の運用に関わる操作マニュアルを作成すること。
- ⑨ 設置後の管理者（村等）に対する操作教育を複数回行うこと。
- ⑩ サイトの画面や遷移、情報の配置等については、村と協議の上製作すること。
- ⑪ 多言語対応を行うこと。（日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字））
- ⑫ サイトに搭載するコンテンツの制作を行うこと。
- ⑬ 本村の既存のガイドブック・サイト・アプリ等との連携をとること。

(3) 協議会運営および運営体制の構築業務

- ① 本事業において、業務を円滑に推進させること、また移住・定住希望者の窓口サポートができる人材の育成を目的に、「栗国村情報発信推進協議会（以下 協議会という。）」を設置しその運営を行うこと。
- ② 事業推進のために必要となる事項を協議会にて議論し、その意見を取りまとめ当該業務へフィードバックし活用すること。
- ③ 本協議会で、移住定住希望者の世話役となる人材・栗国村の暮らしの魅力を情報発信していくことができる人材の育成を行うこと。
- ④ 協議会の運営に関する経費については、予算額に含むものとする。

⑤ 協議会会員報酬は1人4,000円とし、10人程度を会員とし5回以上開催すること。

(4) 共通要件

- ① 事業受託者（以下「受託者」）は平成30年度以降の運用負担を軽減化し、且つ、運用を役場において遂行できるような運用設計を行うこと。
- ② 本事業を第3次粟国村総合計画の下位事業と理解し、計画と乖離しない提案にすること。
- ③ 本事業運用後のKPI（重要業績評価指数）を提案すること。

6 成果品

提出期限：平成29年3月15日

提出先：粟国村役場 総務課 企画係

〒901-3792 沖縄県島尻郡粟国村字東367番地

TEL：098-988-2016 FAX：098-988-2206

本件業務完了時には、履行期限までに下記の書類等を提出すること。

- ・ 業務完了報告書 20部
- ・ システム構成（図・表）一式
- ・ 設備台帳 一式
- ・ 協議会会議録 一式（協議会会員配布用は協議会毎随時）
- ・ 打合せ協議簿 一式（協議毎随時）
- ・ 総合試験成績書 一式
- ・ 操作説明書（マニュアル） 2部
- ・ 経費明細書（計算書）一式
- ・ 上記ドキュメントを保存したCD 又はDVD

なお、上記に記載がないものについても、村が本事業において必要と判断するものについては、誠意をもって対応し提出すること。